

公文書館をめぐる法令
1. 国立公文書館法

平成十一年六月二十三日法律第七十九号
最終改正：平成十二年五月二十六日法律第八十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）の精神にのっとり、独立行政法人国立公文書館の名称、目的、業務の範囲、国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置等を定めることにより、独立行政法人国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、公文書その他の記録（国の機関において現用のものを除く。）をいう。

第二章 独立行政法人国立公文書館

第一節 通則

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立公文書館とする。

(国立公文書館の目的)

第四条 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）は、第十五条第四項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。

(特定独立行政法人)

第五条 国立公文書館は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第六条 国立公文書館は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第七条 国立公文書館の資本金は、国立公文書館法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百六十一号）附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立公文書館に追加して出資することができる。

- 3 国立公文書館は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二節 役員

(役員)

第八条 国立公文書館に、役員として、その長である館長及び監事二人を置く。

- 2 国立公文書館に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第九条 理事は、館長の定めるところにより、館長を補佐して国立公文書館の業務を掌理する。

- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

- 3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により館長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第十条 館長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第三節 業務等

(業務の範囲)

第十一条 国立公文書館は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第十五条第四項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。
 - 二 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等(次号から第五号までにおいて「歴史資料として重要な公文書等」という。)の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
 - 三 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。
 - 四 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。
 - 五 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。
 - 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 国立公文書館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法第七条に規定する技術上の指導又は助言を行うことができる。

(積立金の処分)

第十二条 国立公文書館は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定に

よる積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 国立公文書館は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 雑則

（主務大臣等）

第十三条 国立公文書館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣、内閣府及び内閣府令とする。

第五節 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立公文書館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき
- 二 第十二条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき

第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置

第十五条 国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、当該国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。
- 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。
- 4 内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた公文書等を国立公文書館に移管するものとする。

第四章 国立公文書館における公文書等の利用

第十六条 国立公文書館において保存する公文書等は、一般の利用に供するものとする。た

だし、個人の秘密の保持その他の合理的な理由により一般の利用に供することが
適当でない公文書等については、この限りでない。

附則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める
日から施行する。
(平成十二年政令第二百三十九号で平成十二年十月一日から施行)

2 . 公文書館法

昭和六十二年十二月十五日法律第百十五号
最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第百六十一号

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和六十三年政令第百六十六号で昭和六十三年六月一日から施行）

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

3. 歴史公文書等の受入れ

- (1) 行政機関（会計検査院を除く）間における「移管基準」
歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について

平成13年3月30日
閣議決定

国の行政機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるため、国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第1項に基づき、次のとおり定めることとし、平成13年4月1日から実施する。

- 1 国の行政機関がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史資料として重要な公文書等」の中核となるものは、次に掲げる事項が記録されたものとする。

(1) 我が国政府の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な政策等国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるものに係る意思決定

(2) (1)の決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程

- 2 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置」とは、行政機関から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館）に対し、当該行政機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を移管することとする。ただし、歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、及び利用に供する機関として適当なものが置かれる行政機関においては、当該機関に当該公文書等を移管することとする。

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について
(平成13年3月30日閣議決定)の実施について

〔平成13年3月30日
各府省庁官房長等申合せ〕

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について(平成13年3月30日閣議決定)を実施するため、次のとおり申し合わせる。

1 歴史資料として重要な公文書等として国の行政機関(3(1)に掲げる機関が置かれる行政機関を除く。)から内閣総理大臣(独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。))に移管すべきものは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。)第16条第1項第8号に規定する保存期間が満了した行政文書のうち、次に掲げるものとする。

(1) 国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な政策等国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるもの(以下「国政上の重要事項等」という。)に係る意思決定を行うための決裁文書(当該決裁文書と一体不可分の記録であって、当該決裁文書の内容又は当該意思決定に至るまでの審議、検討若しくは協議の過程が記録されたものを含む。)

(2) 国政上の重要事項等に係る意思決定に基づく当該行政機関の事務及び事業の実績が記録されたもの(1)に該当するものを除く。)

(3) 昭和20年までに作成され、又は取得されたもの(1)又は(2)に該当するものを除く。)

(4) 各行政機関(3(1)に掲げる機関が置かれる行政機関を除く。以下同じ。)の保有する行政文書であって、(1)から(3)までのいずれにも該当しないもののうち、結果として国政上多大な影響を及ぼすこととなった事項について記録されたものその他内閣総理大臣が国立公文書館において保存することが適当であると認めるものであって、移管について各行政機関と合意したもの

2 歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続については、次のとおりとする。

(1) 歴史資料として重要な公文書等の各行政機関から内閣総理大臣への移管については、内閣総理大臣が国立公文書館の意見を聴いて各年度ごとに策定する移管計画に基づいて、移管しようとする行政文書の保存期間が満了した後直ちに行う。

(2) 各行政機関の長は、内閣総理大臣が移管計画を策定しようとする対象年度内に保存期間が満了することとなる行政文書であって、かつ、保存期間を延長する必要のないもののうち、1(1)から(3)までの一に該当するものとして国立公文書館において保存することが適当であると認められるものを内閣総理大臣に申し出ることとする。

(3) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、各行政機関の長から申出のあった行政文書のうち、国立公文書館において保存することが適当であると認められるものの移管を受けることとする。また、国立公文書館の意見を聴いて、1(4)に該当する可能性のある行政文書があると認められる場合、その移管の可否について各行政機関の長と協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。

3 歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、利用に供する機関として適当なものが置かれる行政機関については、次のとおりとする。

(1) 閣議決定2のただし書に掲げる「歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、及び利用に供する機関として適当なもの」は、情報公開法施行令第2条第2項の規定に基づき総務大臣が指定した機関のうち、次に掲げる機関とする。

宮内庁書陵部
外務省外交史料館

(2) 歴史資料として重要な公文書等として(1)に掲げる機関に移管すべきものは、当該機関が置かれる行政機関の保有する行政文書であって、情報公開法施行令第16条第1項第8号に規定する保存期間が満了したもののうち、次に掲げるものとする。

1(1)から(3)までに掲げるもの

に該当しないもののうち、結果として国政上多大な影響を及ぼすこととなった事項について記録されたものその他当該行政機関の長が当該行政機関に置かれる(1)に掲げる機関において保存することが適当であると認めるもの

(3) (1)に掲げる機関が歴史資料として重要な公文書等の移管を受ける場合の手続は、当該機関が置かれる行政機関において定める。

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について
(平成13年3月30日閣議決定)等の運用について

〔平成13年3月30日
各府省庁文書課長等申合せ〕

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について(平成13年3月30日閣議決定)及び歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について(平成13年3月30日閣議決定)の実施について(平成13年3月30日各府省庁官房長等申合せ。以下「各府省庁官房長等申合せ」という。)を運用するための細目を次のとおり申し合わせる。

- 1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。)第16条第1項第8号に規定する保存期間が満了することとなる行政文書を各府省庁官房長等申合せ1(1)又は(2)(3(2)において引用する場合を含む。)に該当するものとして移管の対象とすべきか否かについては、当該行政文書に記録されている情報の内容により、別表に示した基本的考え方に基づいて個別に判断するものとする。
- 2 歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続については、次のとおりとする。
 - (1) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、毎年度当初、各行政機関の長に対し、当該年度における移管のスケジュールを示すとともに、当該年度において保存期間が満了することとなるものであって、かつ、保存期間を延長する必要のない行政文書のうち、各府省庁官房長等申合せ1(1)から(3)までの一に該当すると認められるものを申し出るよう求める。
 - (2) 各行政機関の長は、各府省庁官房長等申合せ1(1)から(3)までの一に該当するものとして国立公文書館において保存することが適当であると認められるものを内閣総理大臣に申し出る。この場合において、当該申出に係る行政文書が他の行政機関により作成され、又は取得されたものであるときその他他の行政機関において移管の可否を判断することにつき正当な理由があると認められるときは、各行政機関は、当該申出を行うことについて、原則として当該他の行政機関と協議するものとする。なお、当該申出に係る行政文書が他の行政機関において秘密文書の取扱いを受け、かつ、秘密にしておく期間が経過していないものであるときは、各行政機関は、当該他の行政機関と協議の上その意見を尊重するものとする。この際、当該行政文書に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第5条第1号から第3号までに掲げる情報が記録されていると認められるときは、当該他の行政機関は、その旨を当該行政機関に連絡するものとする。また、当該申出に係る行政文書の保存期間が当該年度の移管計画の決定前に満了することとなるときは、各行政機関は、当該年度の移管計画の決定まで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。
 - (3) 内閣総理大臣は、各行政機関の長からの申出を受け、国立公文書館の意見を聴いて、同館において保存することが適当なものとして移管を受ける対象について各行

政機関の長と協議する。

- (4) 内閣総理大臣は、(3)と並行して、国立公文書館の意見を聴いて、各府省庁官房長等申合せ1(4)に該当する可能性のある行政文書があると認める場合、その移管の可否について各行政機関の長と協議する。この場合において、当該協議に係る行政文書が他の行政機関により作成され、又は取得されたものであるときその他の行政機関において移管の可否を判断することにつき正当な理由があると認められるときは、内閣府は、その移管の可否について、原則として当該他の行政機関とも協議するものとする。また、内閣総理大臣の協議を受けてから当該年度の移管計画の決定までの間に、当該協議に係る行政文書の保存期間が満了することとなるときは、各行政機関は、当該年度の移管計画の決定まで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。
- (5) 内閣総理大臣は、上記(3)及び(4)の協議がすべて調ったところで、各行政機関の長との合意に基づき当該年度の移管計画を決定する。
- (6) 内閣総理大臣は、決定された移管計画に基づき、保存期間が満了した行政文書について、順次移管を受けるものとする。この場合において、当該年度の移管計画の決定から実際に移管するまでの間に、移管することとされた行政文書の保存期間が満了することとなるときは、各行政機関は、実際に移管するまで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。
- (7) (2)により他の行政機関から情報公開法第5条第1号から第3号までに掲げる情報が記録されていると連絡のあった行政文書を移管するときは、各行政機関は、当該行政文書を移管することにつき当該他の行政機関に通知するものとする。また、当該行政文書の公開の可否の判断について移管の際に国立公文書館に連絡するときは、各行政機関は、原則として当該他の行政機関と協議するものとする。当該行政文書が国立公文書館に移管された後において当該判断を国立公文書館に連絡するときも、同様とする。

(別表)「歴史資料として重要な公文書等」として内閣総理大臣(国立公文書館)等に移管することが適当な行政文書についての基本的考え方

情報公開法施行令第16条第1項第8号に規定する保存期間が満了することとなる行政文書が、各府省庁官房長等申合せ1(1)又は(2)(3(2)において引用する場合を含む。)に該当するものとして移管の対象とすべきか否かを判断するに当たっての指針として、「行政文書の管理方策に関するガイドライン」(平成12年2月25日各省庁事務連絡会議申合せ)別表に掲げる行政文書の類型を用いた整理を示すと、おおむね次表のとおりである。ただし、次表に掲げた行政文書の類型は、移管すべき行政文書の類型の外延を確定するものではなく、ここに掲げた類型に該当する行政文書以外にも移管対象として適当なものがあり得る。

「行政文書の管理方策に関するガイドライン」別表による整理			左の行政文書の類型に該当すると考えられる行政文書の保存期間が満了することとなるときの移管の適否の判断に当たっての基本的考え方
情報公開法施行令別表第2に定める最低保存期間		該当する行政文書の類型	
行政文書の区分	保存期間		
一	イ 法律又は政令の制定、改正又は廃止その他の案件を閣議にかけるための決裁文書	三十年	原則としてすべて移管対象として検討することが適当。
	ロ 特別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人(以下「認可法人」という。)の新設又は廃止に係る意思決定を行うための決裁文書		
	ハ イ又はロに掲げるもののほか、国政上の重要な事項に係る意思決定を行うための決裁文書		
	ニ 内閣府令、省令又はその他の規則の制定、改正又は廃止のための決裁文書		
			府省令については原則としてすべて移管対象として検討するとともに、その他の規則については、府省令と同程度の重要性が認められるものについて移管対象として検討することが適当。

二	イ 内閣府設置法第 37 条若しくは第 54 条、宮内庁法第 16 条第 1 項又は国家行政組織法第 8 条の機関の答申、建議又は意見が記録されたもの	十年	・ 審議会等の答申、建議又は意見	国政上の重要事項等に係る意思決定並びに当該意思決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及び当該意思決定に基づく施策の遂行過程を理解するために必要な記録として、継続的な保存の必要性が認められるものについて移管対象として検討することが適当。
	□ 行政手続法第 5 条第 1 項の審査基準、同法第 12 条第 1 項の処分基準その他の法令の解釈又は運用の基準を決定するための決裁文書		・ 法令の解釈・運用基準の決裁文書 ・ 許認可等の審査基準 ・ 不利益処分の処分基準	
	ニ イから八までに掲げるもののほか、所管行政上の重要な事項に係る意思決定を行うための決裁文書（一の項に該当するものを除く。）		・ 条約その他の国際約束の解釈・運用基準の決裁文書 ・ 所管行政に係る重要な政策の決定に係る決裁文書	
三	イ 法律又はこれに基づく命令により作成すべきものとされる事務及び事業の基本計画書若しくは年度計画書又はこれらに基づく実績報告書	五年	・ 事務又は事業の方針・計画書 ・ 事務又は事業の実績報告書	
	□ 独立行政法人、特殊法人、認可法人又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された法人の業務の実績報告書		・ 業務実績報告 ・ 指導監督の結果報告書	
四	ハ 調査又は研究の結果が記録されたもの	三年	・ 政策の決定又は遂行に反映させるために実施した調査又は研究の結果報告書	
	ニ 八に掲げるもののほか、所管行政に係る政策の決定又は遂行上参考とした事項が記録されたもの		・ 予算要求説明資料 ・ 業務上の参考としたデータ ・ 行政運営上の懇談会の検討結果	

（注）1 決裁文書とは、行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書をいう。

2 「該当する行政文書の類型」欄は、一般的に各保存期間区分に該当すると考えられる行政文書を掲げたものであり、行政文書に記録されている情報の内容によっては、他の区分に該当する場合があります。

(2) 会計検査院との間の「移管基準」

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について

平成 13 年 3 月 30 日
内閣総理大臣
申合せ
会計検査院長

会計検査院の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるため、国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）第 15 条第 1 項に基づき、次のとおり定めることとし、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

- 1 会計検査院がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史資料として重要な公文書等」の中核となるものは、次に掲げる事項が記録されたものとする。
 - (1) 会計検査院の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、会計検査院の所掌に係る重要事項に関する意思決定
 - (2) (1)の決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程
- 2 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置」とは、会計検査院から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館）に対し、会計検査院の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を移管することとする。

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について
(平成 13 年 3 月 30 日内閣総理大臣会計検査院長申合せ)の実施について

平成 13 年 3 月 30 日
内閣府大臣官房長
申合せ
会計検査院事務総局次長

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について(平成 13 年 3 月 30 日内閣総理大臣会計検査院長申合せ)を実施するため、次のとおり申し合わせる。

- 1 歴史資料として重要な公文書等として会計検査院から内閣総理大臣(独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。))に移管すべきものは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成 12 年政令第 41 号。以下「情報公開法施行令」という。)第 16 条第 1 項第 8 号に規定する保存期間が満了した行政文書のうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 会計検査に係る重要事項に関する意思決定を行うための決議文書(当該決議文書と一体不可分の記録であって、当該決議文書の内容又は当該意思決定に至るまでの審議、検討若しくは協議の過程が記録されたものを含む。)
 - (2) 昭和 20 年までに作成され、又は取得されたもの((1)に該当するものを除く。)
 - (3) 会計検査院の保有する行政文書であって、(1)及び(2)のいずれにも該当しないもののうち、結果として国政上多大な影響を及ぼすこととなった事項について記録されたものその他内閣総理大臣が国立公文書館において保存することが適当であると認めるものであって、移管について会計検査院と合意したもの
- 2 歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続については、次のとおりとする。
 - (1) 歴史資料として重要な公文書等の会計検査院から内閣総理大臣への移管については、内閣総理大臣が国立公文書館の意見を聴いて各年度ごとに策定する移管計画に基づいて、移管しようとする行政文書の保存期間が満了した後直ちに行う。
 - (2) 会計検査院長は、内閣総理大臣が移管計画を策定しようとする対象年度内に保存期間が満了することとなる行政文書であって、かつ、保存期間を延長する必要のないもののうち、1(1)及び(2)の一に該当するものとして国立公文書館において保存することが適当であると認められるものを内閣総理大臣に申し出ることとする。
 - (3) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、会計検査院長から申出のあった行政文書のうち、国立公文書館において保存することが適当であると認められるものの移管を受けることとする。また、国立公文書館の意見を聴いて、1(3)に該当する可能性のある行政文書があると認められる場合、その移管の可否について会計検査院長と協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。

歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続について

平成 13 年 3 月 30 日
内閣府大臣官房企画調整課長
申合せ
会計検査院事務総長官房総務課長

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 13 年 3 月 30 日内閣総理大臣会計検査院長申合せ）及び歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 13 年 3 月 30 日内閣総理大臣会計検査院長申合せ）の実施について（平成 13 年 3 月 30 日内閣府大臣官房長会計検査院事務総局次長申合せ。以下「官房長次長申合せ」という。）を運用するため、歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続について、次のとおり申し合わせる。

- 1 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、毎年度当初、会計検査院長に対し、当該年度における移管のスケジュールを示すとともに、当該年度において保存期間が満了することとなるものであって、かつ、保存期間を延長する必要のない行政文書のうち、官房長次長申合せ 1(1)及び(2)の一に該当すると認められるものを申し出るよう求める。
- 2 会計検査院長は、官房長次長申合せ 1(1)及び(2)の一に該当するものとして国立公文書館において保存することが適当であると認められるものを内閣総理大臣に申し出る。この場合において、当該申出に係る行政文書の保存期間が当該年度の移管計画の決定前に満了することとなるときは、会計検査院は、当該年度の移管計画の決定まで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、会計検査院長からの申出を受け、国立公文書館の意見を聴いて、同館において保存することが適当なものとして移管を受ける対象について会計検査院長と協議する。
- 4 内閣総理大臣は、3 と並行して、国立公文書館の意見を聴いて、官房長次長申合せ 1(3)に該当する可能性のある行政文書があると認める場合、その移管の可否について会計検査院長と協議する。この場合において、内閣総理大臣の協議を受けてから当該年度の移管計画の決定までの間に、当該協議に係る行政文書の保存期間が満了することとなるときは、会計検査院は、当該年度の移管計画の決定まで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、上記 3 及び 4 の協議がすべて調ったところで、会計検査院長との合意に基づき当該年度の移管計画を決定する。
- 6 内閣総理大臣は、決定された移管計画に基づき、保存期間が満了した行政文書について、順次移管を受けるものとする。この場合において、当該年度の移管計画の決定から実際に移管するまでの間に、移管することとされた行政文書の保存期間が満了することとなるときは、会計検査院は、実際に移管するまで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。

(3) 「移管基準」決定以前の取り決め

公文書等の国立公文書館への移管及び国立公文書館における公開措置の促進について

昭和 55 年 12 月 25 日
連絡会議申合わせ

昭和 55 年 5 月 27 日付け閣議了解「情報提供に関する改善措置等について」に基づく標記について、下記により促進を図るものとする。

記

1 国立公文書館への移管について

- (1) 各省庁は、公文書等を下表の基準に従って国立公文書館に移管するものとする。ただし、移管を不適当とする理由のあるものは、その理由のなくなるまでの期間、移管を保留することができる。

公文書等の種別	移管完了の時期
当該省庁の文書管理規則等により「永年保存」と定められているもの	作成後 30 年
当該省庁の文書管理規則等により有期限の保存期間が定められているもので、国立公文書館に移管の必要があると認められるもの	保存期限の満了後 1 年（ただし作成後 30 年を越えない時期）
当該省庁の文書管理規則等に保存期間が定められていないもので、国立公文書館に移管の必要があると認められるもの	相当と認められる時期（ただし作成後 30 年を越えない時期）

- (2) 各省庁は、公文書等の国立公文書館への移管に関する具体的な計画を作成するものとする。

2 国立公文書館における公開について

- (1) 国立公文書館は、各省庁から移管を受けた公文書等で作成後 30 年以上経過したものを公開するものとする。ただし、公開を不適当とする理由のあるものは、この限りでない。
- (2) 国立公文書館は、各省庁から移管を受けた公文書等で作成後 30 年未満のものについては、当該省庁と協議の上公開するものとする。

- 3 前項までの申合せ条項にかかわらず、閲覧業務を行う独自の保存公開施設を有する省庁は、別段の取扱いをすることができる。

- 4 各省庁は、国立公文書館と協議して保有する公文書等の実態調査を定期的に行い、その結果を国立公文書館に送付するものとする。

(4) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（抄）

公布：平成11年5月14日法律第42号

施行：平成13年4月1日

改正：平成11年7月16日法律第102号

施行：平成13年1月6日

改正：平成11年12月22日法律第160号

施行：平成13年1月6日

改正：平成13年12月5日法律第140号

施行：平成14年10月1日

改正：平成14年7月31日法律第98号

施行：平成15年4月1日

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 行政文書の開示（第三条 - 第十七条）
- 第三章 不服申立て等
 - 第一節 諮問等（第十八条 - 第二十条）
 - 第二節 情報公開審査会（第二十一条 - 第二十六条）
 - 第三節 審査会の調査審議の手續（第二十七条 - 第三十五条）
 - 第四節 訴訟の管轄の特例等（第三十六条）
- 第四章 補則（第三十七条 - 第四十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で

める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第二章 行政文書の開示

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又

は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の

交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第四章 補則

（行政文書の管理）

第三十七条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(5) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(抄)

(平成十二年二月十六日政令第四十一号)

改正

平成一二年三月三十一日政令第一六六号

〔教育公務員特例法施行令及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令二条による改正〕

平成一二年六月七日政令第三百三号

〔中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令附則十一條による改正〕

目次

第一条(法第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関)

第二条(法第二条第二項第二号の政令で定める機関)

第三条(法第二条第二項第二号の歴史的な資料等の範囲)

第四条(法第三条の政令で定める者等)

第五条(開示請求書の記載事項)

第六条(法第九条第一項の政令で定める事項)

第七条(法第十三条第一項の政令で定める事項)

第八条(法第十三条第二項の政令で定める事項)

第九条(行政文書の開示の実施の方法)

第十条(開示の実施の方法等の申出)

第十一条(法第十四条第二項の政令で定める事項)

第十二条(更なる開示の申出)

第十三条(手数料の額等)

第十四条(手数料の減免)

第十五条(権限又は事務の委任)

第十六条(行政文書の管理に関する定め)

附則

別表第一(第十三条関係)

別表第二(第十六条関係)

内閣は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二条第一項第四号及び第五号並びに第二項第二号、第三条、第九条第一項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項及び第二項、第十六条第一項及び第三項、第十七条、第三十七条第二項並びに第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関)

第一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする

2 法第二条第一項第五号の政令で定める施設等機関は、次に掲げる機関とする。

- 一 国立大学
- 二 大学共同利用機関
- 三 大学評価・学位授与機構
- 四 国立学校財務センター

3 法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

(法第二条第二項第二号の政令で定める機関)

第二条 法第二条第二項第二号の政令で定める機関は、次に掲げる機関とする。

- 一 国立民族学博物館
- 二 国立歴史民俗博物館
- 三 前二号に掲げるもののほか、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして総務大臣が指定したもの

2 総務大臣は、前項第三号の規定により指定をしたときは、当該指定した機関の名称及び所在地を官報で公示するものとする。公示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

(法第二条第二項第二号の歴史的な資料等の範囲)

第三条 法第二条第二項第二号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により管理されているものとする。

- 一 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- 二 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- 三 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

イ 当該資料に法第五条第一号から第三号までに掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限すること。

ロ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法第五条第二号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限するこ

と。

- 八 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該資料を保有する機関において当該原本が現に使用されている場合において、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
- 四 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- 2 前項に規定する資料は、他の機関（行政機関であるものに限る。）から移管を受けて管理しようとするものである場合には、当該他の機関において、第十六条第一項第八号に規定する保存期間が満了しているものでなければならない。

（行政文書の管理に関する定め）

第十六条 法第三十七条第二項の行政文書の管理

に関する定めは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた系統的な行政文書の分類の基準を定めるものであること。この場合において、当該行政文書の分類の基準については、毎年一回見直しを行い、必要と認める場合にはその改定を行うこととするものであること。
- 二 当該行政機関の意思決定に当たっては文書（図画及び電磁的記録を含む。以下この号において同じ。）を作成して行うこと並びに当該行政機関の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とし、次に掲げる場合についてはこの限りでないこととするものであること。ただし、イの場合においては、事後に文書を作成することとするものであること。
- イ 当該行政機関の意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合
- ロ 処理に係る事案が軽微なものである場合
- 三 行政文書を専用の場所において適切に保存することとするものであること。
- 四 当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた行政文書の保存期間の基準を定めるものであること。この場合において、当該行政文書の保存期間の基準は、別表第二の上欄に掲げる行政文書の区分に応じ、それぞれその作

成又は取得の日（これらの日以後の特定の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると行政機関の長が認める場合にあっては、当該特定の日）から起算して同表の下欄に定める期間以上の期間とすること。

五 行政文書を作成し、又は取得したときは、前号の行政文書の保存期間の基準に従い、当該行政文書について保存期間の満了する日を設定するとともに、当該行政文書を当該保存期間の満了する日までの間保存することとするものであること。この場合において、保存の必要に応じ、当該行政文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の種別の行政文書を作成することとするものであること。

六 次に掲げる行政文書については、前号の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長することとするものであること。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存することとするものであること。

イ 現に監査、検査等の対象になっている

もの 当該監査、検査等が終了するまでの間

ロ 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの当該訴訟が終結するまでの間

ハ 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して一年間

ニ 開示請求があったもの 法第九条各項の決定の日の翌日から起算して一年間

七 保存期間が満了した行政文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することとするものであること。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とすることとするものであること。

八 保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。次号において同じ。）が満了した行政文書については、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）第十五条第二項の規定により内閣総理大臣に移管することとするもの及び第二

条第一項に規定する機関に移管することとするものを除き、廃棄することとするものであること。

九 行政文書を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由があるときに当該行政文書を廃棄することができることとする場合にあっては、廃棄する行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成することとするものであること。

十 行政文書ファイル及び行政文書(単独で管理することが適当なものであって、保存期間が一年以上のものに限る。)の管理を適切に行うため、これらの名称その他の必要な事項(不開示情報に該当するものを除く。)を記載した帳簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製することとするものであること。

十一 職員の中から指名する者に、その保有する行政文書の管理に関する事務の運営につき監督を行わせることとするものであること。

十二 法律及びこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによることとするものであること。

2 行政機関の長は、行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び前項第十号の帳簿を一般の閲覧に供するため、当該書面及び帳簿の閲覧所を設けるとともに、当該閲覧所の場所を官報で公示しなければならない。公示した閲覧所の場所を変更したときも、同様とする。

3 行政機関の長は、開示請求の提出先とされている機関の事務所において、第一項第十号の帳簿の全部又は一部の写しを一般の閲覧に供するよう努めるものとする。

(6) 総理府設置法(国立公文書館発足時)(抄)

昭和24年5月31日 法律第127号
最終改正 昭和46年3月31日 法律第16号

(附属機関)

第10条 第14条及び第15条に規定するもののほか、本府に、附属機関として、国立公文書館及び統計研修所を置く。

(国立公文書館)

第11条 国立公文書館は、国の行政に関する公文書その他の記録を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究及び事業を行ない、あわせて総理府の所管行政に関し図書
の管理を行なう機関とする。

- 2 国立公文書館に館長を置く。
- 3 館長は、内閣総理大臣の命を受け、館務を掌理する。
- 4 国立公文書館は、東京都に置く。
- 5 国立公文書館の内部組織は、総理府令で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和24年6月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月31日 法律第16号)

この法律は、昭和46年7月1日から施行する。ただし、総理府設置法第8条第1項第3号の改正規定、同法第10条の改正規定中「統計職員養成所」を「統計研修所」に改める部分及び同法第12条の改正規定は、同年4月1日から施行する。